

令和4年8月30日

令和3年度決算に基づく

# 寒川町の財政健全化指標

寒 川 町

## 〈 健全化判断比率及び資金不足比率 〉

平成19年6月に成立・公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」は、平成20年度より、平成19年度決算に基づく各自治体の財政健全性に関する比率（健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率）を公表し、平成21年度より、各比率が基準を超えた場合、財政の早期健全化や再生等を図る財政健全化計画の策定義務などその他の規定が適用されています。今回公表する令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の公表は、この法律に基づくものとなります。

健全化判断比率には、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の4指標があり、公営企業（下水道事業）の資金不足比率と併せて、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、かつ、当該年度の秋頃までに公表することになっています。

町は8月に監査委員の審査に付し、その意見を付けて、8月30日に町議会に報告しました。

町の健全化判断比率及び資金不足比率は次のとおりです。

### 健全化判断比率

	令和3年度決算	令和2年度決算	増減	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	— (赤字となっていない)	— (赤字となっていない)	—	13.42%	20.0%
②連結実質赤字比率	— (赤字となっていない)	— (赤字となっていない)	—	18.42%	30.0%
③実質公債費比率	3.1%	3.0%	0.1	25.0%	35.0%
④将来負担比率	— (算定されない)	— (算定されない)	—	350.0%	

### 資金不足比率

	令和3年度決算	令和2年度決算	増減	経営健全化基準
⑤資金不足比率	— (赤字となっていない)	— (赤字となっていない)	—	20.0%

#### 早期健全化基準とは

健全化判断比率のいずれかが、早期健全化基準以上の場合、「早期健全化段階」となり、財政健全化計画を定め、議会の議決後、公表するとともに、総務大臣等への報告、また、実施状況を毎年度、議会に報告し公表します。

各比率の市町村の基準は、財政規模に応じ実質赤字比率は11.25%～15%で、当町は13.42%(R3年度決算数値)、また、連結実質赤字比率は16.25%～20%で、当町は18.42%(R3年度決算数値)、実質公債費比率は25%、将来負担比率は350%と定められています。また、資金不足比率は、20%となっています。

#### 財政再生基準とは

健全化判断比率のいずれかが、財政再生基準以上の場合、「財政再生段階」となり、財政再生計画を定め、議会の議決後、公表します。また、総務大臣に協議し、その同意を求めることができます。そして、実施状況を毎年度、議会に報告し公表します。

なお、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができません。

各比率の市町村の基準は、実質赤字比率は20%また、連結実質赤字比率は30%、実質公債費比率は35%、将来負担比率及び資金不足比率にはありません。

## 〈 各 指 標 の 意 味 〉

### ①【実質赤字比率】

一般会計等（用地取得事業特別会計を含む）を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

【一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す】

\*標準財政規模とは、自治体が標準的な状態のとき、通常収入されるであろう経常的一般財源の規模のこと。

### ②【連結実質赤字比率】

全会計を対象とした実質赤字（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率

【全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体としての運営の深刻度を示す】

### ③【実質公債費比率】

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率

【借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す】

\*元利償還金・準元利償還金とは、地方債などの借入金に係る返済金とそれに準ずる返済金のこと。

### ④【将来負担比率】

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率

【地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうか示す】

### ⑤【資金不足比率】

公営企業（当町は下水道事業のみ）の資金不足額の事業の規模に対する比率

【公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示す】

## ◎ 町の財政健全化状態について

令和3年度決算に基づく各比率から、町の財政健全度については、前年度から引き続きどの指標においても早期健全化団体となる基準を下回っています。

- ・実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、当町では黒字のため指標はありません。
- ・実質公債費比率は、直近3年の平均値を採る数値で3.1%と前年より0.1ポイントの増となりましたが、支障のある値ではありません。
- ・将来負担比率は、前年度に引き続き算定されませんでした。
- ・今後も各比率や他の財務指標の推移を見ながら、健全な財政運営を行っていきます。